



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

749	和歌山県防災ヘリコプターの調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(災害対策課).....	1
750	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	3
751	〃	( 〃 ).....	4
752	生活保護法による医療機関の指定	( 〃 ).....	4
753	〃	( 〃 ).....	4
754	生活保護法による施術機関の指定	( 〃 ).....	5
755	指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課).....	5
756	〃	( 〃 ).....	5
757	指定自立支援医療機関の指定	( 〃 ).....	6
758	〃	( 〃 ).....	6
759	指定自立支援医療機関の変更	( 〃 ).....	6
760	救急病院の認定	(医務課).....	6
761	換地処分完了	(農業農村整備課).....	7
762	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	7
763	〃	( 〃 ).....	7
764	〃	( 〃 ).....	8
765	〃	( 〃 ).....	8
766	〃	( 〃 ).....	8
767	〃	( 〃 ).....	9
768	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	9
769	〃	( 〃 ).....	10
770	〃	( 〃 ).....	11
771	道路の位置の指定	(都市政策課).....	12

### ○ 公安委員会告示

31	警備員指導教育責任者講習の実施	.....	12
32	雑踏警備業務1級、雑踏警備業務2級、交通誘導警備業務2級、施設警備業務2級及び貴重品運搬警備業務2級検定の実施	.....	16

### ○ 公告

入札公告	(災害対策課).....	21
------	--------------	----

## 告 示

### 和歌山県告示第749号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、和歌山県防災ヘリコプターの調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請

方法等を次のように定める。

平成30年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する調達の商品及び納入期限

(1) 調達の名称

和歌山県防災ヘリコプターの調達

(2) 納入期限

平成32年5月15日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

(2) 和歌山県が示す仕様を満たす防災ヘリコプターを納入できる者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 営業概要調書

ウ 使用印鑑届

エ 役員等に関する調書

オ 法人にあつては、登記事項証明書

カ 個人にあつては、住民票

キ 印鑑証明書

ク 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した、県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

ケ 税務署長が発行した、消費税及び地方消費税並びに法人にあつては法人税に未納がないことを確認できる納税証明書

コ 個人にあつては、在住市町村が課する個人住民税に未納がないことを確認できる納税証明書

サ 申請時の直前の事業年度及びその前年の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はそれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

シ 出荷引受書

ス 運航・整備受託者確認書

セ 型式証明書の写し

ソ 機体の正面図、平面図及び側面図

タ 客室の平面図及び側面図

チ 客室座席配置図

ツ 活動能力検証資料

テ 装備品明細書

ト 交換・点検部品明細書

ナ その他技術資料

(2) 前項各号に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発効後3か月以内の原本に限る。

(3) 要綱の規定に基づく競争入札参加資格者名簿の営業種目「船舶・航空機」に登載されている者は、

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって(1)のイからサの書類の提出に代えることができる。

(4) (1)のアからエまで、シ、ス、テ及びトに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は平成30年7月3日（火）から同月27日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に5に掲げる場所で配布を行う。

(5) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成30年7月3日（火）午前9時から同月17日（火）午後5時30分までの間に和歌山県総務部危機管理局災害対策課に対し書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成30年7月3日（火）から同月27日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県総務部危機管理局災害対策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館3階

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書により平成30年8月14日（火）までに通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成30年8月28日（火）午後5時30分までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、平成30年8月31日（金）までに書面により回答するものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。書留郵便により提出する場合の宛先は、次のとおりとする。

ア 宛先の名称

和歌山県総務部危機管理局災害対策課

イ 宛先の所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2262

ファクシミリ番号 073-422-7652

e-mail e0119001@pref.wakayama.lg.jp

和歌山県告示第750号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成30年7月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
海南歯新 22-26	新田歯科医院	海南市下津町下津777-1	平成 30.3.26
紀医新 47-26	まつもと整形外科クリニック	紀の川市貴志川町井ノ口974-1	平成 30.3.31
有葉新 8-26	そまの薬局	有田郡湯浅町湯浅933	平成 30.3.31
東病新 3-26	那智勝浦町立温泉病院	東牟婁郡那智勝浦町天満483-1	平成 30.3.31

## 和歌山県告示第751号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成30年7月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	廃 止 年 月 日
海南訪 新 4-26	医療法人同仁会	海南市築地1-50	訪問看護ステーション 海南	海南市築地1-60 ラ・ プリモダ103	平成 30.3.31

## 和歌山県告示第752号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成30年7月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岩医新 44-30	ますだクリニック	岩出市相谷482-3	平成 29.12.2
西医新 43-30	なかたに医院	西牟婁郡上富田町朝来782-1	平成 30.5.8

## 和歌山県告示第753号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成30年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	申請者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	指 定 年 月 日
岩訪新 3-29	医療法人一穂会武用整 形外科	和歌山市鳴神1005	訪問看護ステーション 千	岩出市溝川274-1 パ ルネット岩出102	平成 30. 1. 1
紀訪新 7-30	一般社団法人幹	紀の川市貴志川町長原 528-7	幹(みき)在宅看護セ ンター	紀の川市貴志川町長原 528-7	平成 30. 5. 1

## 和歌山県告示第754号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成30年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年 月 日
岩は新 14-29	村垣真規子	岩出市西国分117-103(はり・きゅう)	平成 29. 7. 28
有市は新 4-30	出崎哲也	デサキ鍼灸院(はり・きゅう) 有田市箕島620-1	平成 30. 4. 20
紀は新 10-30	片桐宏弥	紀の川市打田57-11(はり・きゅう)	平成 30. 5. 21
紀あ新 2-30	片桐宏弥	紀の川市打田57-11(あん摩・マッサージ)	平成 30. 5. 21

## 和歌山県告示第755号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援 の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年 月 日
3050100 977	なないろ	和歌山市園部416番 地11 小林ビル	児童発達支援 保育所等訪問支援	特定非営利活動 法人シュアスタ ート和歌山	和歌山市園部416番 地11 小林ビル	平成 30. 7. 1

## 和歌山県告示第756号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年7月3日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3051600223	カラフルビーンズ	有田郡有田川町長田288番地	放課後等デイサービス	一般社団法人Smileスマイル会	有田郡有田川町長田288番地	平成30.7.1

## 和歌山県告示第757号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成30年7月3日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
えのきはら薬局	和歌山市榎原83-10	岡崎桂子	平成30.7.1

## 和歌山県告示第758号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成30年7月3日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
エバグリーン薬局高松店	和歌山市東高松三丁目84-1	森岡俊光	平成30.7.1

## 和歌山県告示第759号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成30年7月3日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
有限会社愛ケアサービス	和歌山市下三毛464-1	医療機関の所在地	和歌山市東田中17番地の1	和歌山市下三毛464-1	平成30.4.18

## 和歌山県告示第760号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成30年7月3日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

- 1 名称 白浜はまゆう病院
- 2 所在地 西牟婁郡白浜町1447番地
- 3 有効期限 平成33年6月29日

---

**和歌山県告示第761号**

平成30年6月11日付けで認可した日高川町営換地計画（小熊地区）については、換地処分が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第54条第4項の規定により、この旨を公告する。

平成30年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

---

**和歌山県告示第762号**

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海南市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに海南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**和歌山県告示第763号**

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第764号**

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。  
田辺市（次の図に示す部分に限る。）
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第765号**

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
田辺市（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第766号**

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33



条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第767号**

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第768号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流及び急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称  
真国川右支溪（1-302-1-043）、真国川右支溪（1-302-1-044）、真国川右支溪（1-302-2-039）、真国

川右支溪(1-302-2-040)、真国川右支溪(1-302-2-041)、柿谷(1-302-2-042)、真国川右支溪(1-302-2-043)、コクセロ谷(1-302-2-044)、山戸谷(1-303-1-024)、左支溪(1-303-1-038)、神田谷(1-303-1-039)、小久保谷(1-303-2-038)、右支溪(1-303-2-039)、右支溪(1-303-2-040)、真国宮(101)(Ⅱ-90254)、蓑津呂(101)(Ⅱ-90255)、蓑津呂(102)(Ⅱ-90256)、蓑津呂(103)(Ⅱ-90257)、蓑津呂(104)(Ⅱ-90258)、蓑津呂(105)(Ⅱ-90259)、堀垣内・東野(Ⅰ-519)、東野(3)・東野(Ⅰ-3553)、東野(201)(Ⅱ-2394)、東野(202)(Ⅱ-2460)、東野(203)(Ⅱ-2461)、東野(302)(Ⅲ-1340)、東野(101)(Ⅱ-90260)、東野(102)(Ⅱ-90261)、毛原下(201)(Ⅱ-2576)、毛原下(202)(Ⅱ-2577)、毛原下(203)(Ⅱ-2578)、毛原下(204)(Ⅱ-2579)、毛原下(205)(Ⅱ-2580)、毛原下(206)(Ⅱ-2581)、毛原下(207)(Ⅱ-2582)、毛原下(208)(Ⅱ-2583)、毛原下(210)(Ⅱ-2585)、毛原下(211)(Ⅱ-2589)、毛原下(213)(Ⅱ-2647)、毛原下(214)(Ⅱ-2744)、毛原下(215)(Ⅱ-90281)、毛原下(216)(Ⅱ-90282)、毛原下(217)(Ⅱ-90283)、毛原下(218)(Ⅱ-90284)、毛原下(219)(Ⅱ-90285)、毛原下(220)(Ⅱ-90286)、毛原下(221)(Ⅱ-90287)、毛原下(303)(Ⅲ-1484)、毛原下(304)(Ⅲ-1485)、毛原下(305)(Ⅲ-1486)、毛原下(308)(Ⅲ-1489)、毛原下(309)(Ⅲ-1490)

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第769号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年7月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

後辺(Ⅰ-1520)、深見(Ⅰ-4426)、岡岡1(Ⅱ-6402)、岡岡2(Ⅱ-6403)、岡尾崎(Ⅱ-6404)、岡元ノ尾(Ⅱ-6405)、岡深見(Ⅲ-3622)、岡元ノ尾2(Ⅲ-3623)、岡001(Ⅱ-60576)、岡002(Ⅱ-60577)、岡003(Ⅱ-60578)、岡004(Ⅱ-60580)、岡005(Ⅱ-60581)、岡006(Ⅱ-60583)、岡007(Ⅱ-60585)、岡008(Ⅱ-60586)、岡009(Ⅱ-60587)、岡010(Ⅰ-60588)、岡011(Ⅱ-60589)、岡012(Ⅱ-60590)、岡013(Ⅱ-60591)、岡014(Ⅱ-60592)、岡015(Ⅱ-60594)、岡016(Ⅱ-60595)、南紀ノ台(2)(Ⅰ-4433)、朝来大内谷1(Ⅰ-4437)、朝来大内谷2(Ⅰ-4438)、朝来大内谷3(Ⅱ-6471)、市ノ瀬006(Ⅱ-60596)、市ノ瀬007(Ⅱ-60597)、市ノ瀬008(Ⅱ-60598)、市ノ瀬009(Ⅱ-60599)、市ノ瀬005(Ⅱ-60600)、市ノ瀬001(Ⅱ-60601)、市ノ瀬002(Ⅱ-60602)、市ノ瀬003(Ⅱ-60603)、市ノ瀬004(Ⅱ-60604)、岡017(Ⅱ-60607)、岡018(Ⅰ-60608)、岡019(Ⅱ-60609)、岡020(Ⅰ-60610)、岡021(Ⅰ-60611)、岡022(Ⅱ-60612)、岡023(Ⅱ-60613)、市ノ瀬010(Ⅱ-60614)、岡024(Ⅱ-60579)

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに上富田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第770号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年7月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

##### (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

##### (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

東の川右支溪(8-425-1-008)、東の川右支溪(8-425-2-005)、奥の谷川(8-425-1-013)、赤木川左支溪(8-425-1-014)、赤木川左支溪(8-425-1-016)、新宮川右支溪(8-425-1-025)、新宮川左支溪(8-425-1-032)、新宮川右支溪(8-425-2-024)、柳原谷川(8-425-2-025)、北山川右支溪(8-425-2-037)、本川(8-207-1-015-1)、南谷川右支溪(8-207-3-001)、玉置口上地(I-2010)、下地(I-2011)、玉置口(II-8324)、上地1(III-4606)、玉置口(101)(II-80108)、相須(I-2024)、相須3(II-8342)、柳原2(II-8343)、和田向(II-8346)、柳原(II-8444)、相須2(II-8443)、相須(101)(II-80109)、相須(102)(II-80110)、尾頭(I-2035)、志古1(I-2036)、西1(I-2050)、西2(I-2051)、西3(I-4726)、西4(II-8359)、西5(II-8362)、西6(II-8363)、西7(II-8364)、四滝2(I-4717)、四滝3(II-8340)、四滝4(II-8341)、清水元(I-1989)、蓬菜山(I-1998)、明神山・谷王子(2)・谷王子(I-2194)、旭町2・伊佐田(I-2202)、東仙寺(I-2004)、南谷2(I-2198)、南谷(I-2199)、広角(I-2200)、丸山(I-2203)、広角2(I-2413)、佐野3(I-2414)、梅ノ木(I-2418)、松山1(I-4610)、松山2(I-4611)、松山3(I-4612)、松山4(I-4613)、南谷5(I-4614)、松山5(I-4615)、大峪3(I-4619)、清水元2(II-8052)、広角12(II-8057)、広角13(II-8058)、大峪1(II-8059)、大峪2(II-8060)、広角14(II-8061)、南谷7(III-4503)、新宮9(III-4504)、大峪4(III-4505)、清水元(101)(I-80017)、新宮(101)(I-80018)、新宮(102)(II-80151)、日足(102)(I-80020)、日足(105)(I-80021)、日足(107)(I-80022)、日足(108)(I-80023)、日足(109)(I-80024)、日足(110)(I-80025)、日足(111)(I-80026)、日足(101)(II-80146)、日足(103)(II-80147)、日足(104)(II-80148)、日足(106)(II-80149)、日足(112)(II-80150)、四滝(101)(II-80130)、四滝(102)(II-80131)、四滝(103)(II-80132)、西(103)(I-80019)、西(101)(II-80133)、西(102)(II-80134)、西(104)(II-80135)、西(105)(II-80136)、西(106)(II-80137)、東(101)(II-80138)、東(102)(II-80139)、東(103)(II-80140)、東(104)(II-80141)、東(105)(II-80142)、東(106)(II-80143)、東(107)(II-80144)、東(108)(II-80145)

##### (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

##### (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

市夜谷川 (8-425-2-004)、玉置川左支溪 (8-425-1-039)、広角川左支溪 (8-207-1-015-2)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第771号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成30年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3446	有田郡湯浅町大字湯浅字森崎2187番1の一部、2188番の一部	有田郡湯浅町湯浅1838番地の12 有限会社久保不動産 取締役 久保正男	平成 30.6.21	6.00	62.90

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第31号

警備業法 (昭和47年法律第117号。以下「法」という。) 第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習 (以下「講習」という。) を次のとおり実施する。

平成30年7月3日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

1 講習に係る警備業務の区分、実施期日、実施場所及び定員

講 習 区 分	講 習 期 間	場 所	定 員
法第2条第1項第2号の業務 (以下「2号警備業務」という。) に係る講習で、2の (1) に掲げる者を対象とするもの (以下「新規取得講習 (2号)」という。)	平成30年9月6日 (木) から同月14日 (金) までの土曜日及び日曜日を除く7日間	和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県民文化会館 (合同実施)	30名
2号警備業務に係る講習で、2の (2) に掲げる者を対象とするもの (以下「追加取得講習 (2号)」という。)	平成30年9月11日 (火) から同月14日 (金) までの4日間		
法第2条第1項第3号の業務 (以下「3号警備業務」という。) に係る講習で、2の (3) に掲げる者を対象とするもの (以下「新規取得講習 (3号)」という。)	平成30年9月6日 (木) から同月14日 (金) までの土曜日及び日曜日を除く7日間	同上	10名

3号警備業務に係る講習で、2の(4)に掲げる者を対象とするもの(以下「追加取得講習(3号)」という。)	平成30年9月11日(火)から同月14日(金)までの4日間		
---	-------------------------------	--	--

## 2 講習の対象者

### (1) 新規取得講習(2号)

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けていない者であって、受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

- ア 最近5年間に2号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

### (2) 追加取得講習(2号)

2号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

- ア 最近5年間に2号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 検定規則第4条に規定する1級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

### (3) 新規取得講習(3号)

指導教育責任者資格者証等の交付を受けていない者であって、受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

- ア 最近5年間に3号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 検定規則第4条に規定する1級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書

の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(4) 追加取得講習（3号）

3号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に3号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 受講を希望する者の手続

受講を希望する者は、平成30年8月6日（月）から同月10日（金）まで（各日とも午前9時から午後5時までの間）の間に、4及び5の必要書類等を和歌山県内の最寄りの警察署に提出すること（郵送による提出は、受け付けない。）。

4 申込時の必要書類

(1) 新規取得講習（2号）の受講希望者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼付すること。

イ 2の（1）に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

（ア）2の（1）のイに該当する者

2号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書（以下「2号警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 各1通

（イ）2の（1）のウに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し 1通

（ウ）2の（1）のオに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

（エ）2の（1）のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し 1通

（オ）2の（1）のオに該当する者

- 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通
- (2) 追加取得講習(2号)の受講希望者
- ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通  
顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を貼付すること。
- イ 2号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通
- ウ 2の(2)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類
- (ア) 2の(2)のイに該当する者  
2号警備業務従事証明書及び履歴書 各1通
- (イ) 2の(2)のウに該当する者  
検定規則第4条に規定する1級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通
- (ウ) 2の(2)のオに該当する者  
検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通
- (エ) 2の(2)のオに該当する者  
旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し 1通
- (オ) 2の(2)のオに該当する者  
旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通
- (3) 新規取得講習(3号)の受講希望者
- ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通  
顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を貼付すること。
- イ 2の(3)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類
- (ア) 2の(3)のイに該当する者  
3号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書(以下「3号警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 各1通
- (イ) 2の(3)のウに該当する者  
検定規則第4条に規定する1級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通
- (ウ) 2の(3)のオに該当する者  
検定規則第4条に規定する2級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び3号警備業務従事証明書 各1通
- (エ) 2の(3)のオに該当する者  
旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し 1通
- (オ) 2の(3)のオに該当する者  
旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び3号警備業務従事証明書 各1通
- (4) 追加取得講習(3号)の受講希望者
- ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を貼付すること。

イ 3号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通

ウ 2の(4)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

(ア) 2の(4)のイに該当する者

3号警備業務従事証明書及び履歴書 各1通

(イ) 2の(4)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通

(ウ) 2の(4)のオに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び3号警備業務従事証明書 各1通

(エ) 2の(4)のイに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し 1通

(オ) 2の(4)のウに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び3号警備業務従事証明書 各1通

(5) (1) から(4)までに掲げる書面のうち警備業務従事証明書については、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出できないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で2の(1)のイ、ウ若しくはオ、2の(2)のイ、ウ若しくはオ、2の(3)のイ、ウ若しくはオ又は2の(4)のイ、ウ若しくはオに該当することを誓約する書面及び履歴書を当該警備業務従事証明書に代えて提出することができる。この場合において、2の(1)のイに該当する者にあつては(1)のウの(イ)に掲げる履歴書の提出を、2の(2)のイに該当する者にあつては(2)のウの(イ)に掲げる履歴書の提出を、2の(3)のイに該当する者にあつては(3)のウの(イ)に掲げる履歴書の提出を、2の(4)のイに該当する者にあつては(4)のウの(イ)に掲げる履歴書の提出を省略することができる。

#### 5 手数料

手数料は、申込時に和歌山県証紙により納付すること。

(1) 新規取得講習(2号) 38,000円

(2) 追加取得講習(2号) 14,000円

(3) 新規取得講習(3号) 38,000円

(4) 追加取得講習(3号) 14,000円

#### 6 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。

(2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

#### 7 講習業務の委託

講習は、一般社団法人和歌山県警備業協会(所在地 和歌山市西汀丁36番地)に委託して実施する。

#### 8 問合せ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・営業等許可係

電話番号 073-423-0110(内線3058)

#### 和歌山県公安委員会告示第32号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条の規定により、次のとおり検定を実施する。



平成30年7月3日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

## 1 実施する検定の種別及び級並びに定員

検定の種別及び級	定員
雑踏警備業務1級	10名
雑踏警備業務2級	10名
交通誘導警備業務2級	10名
施設警備業務2級	10名
貴重品運搬警備業務2級	10名

## 2 実施日時及び場所

## (1) 学科試験

種別及び級の区分	日 時	場 所
雑踏警備業務1級	平成30年10月2日（火） 午前10時から正午まで	和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部
雑踏警備業務2級	平成30年10月2日（火） 午前10時から正午まで	
交通誘導警備業務2級	平成30年10月2日（火） 午後2時から午後4時まで	
施設警備業務2級	平成30年10月4日（木） 午前10時から正午まで	
貴重品運搬警備業務2級	平成30年10月4日（木） 午後2時から午後4時まで	

## (2) 実技試験

種別及び級の区分	日 時	場 所
雑踏警備業務1級	平成30年11月1日（木） 午前10時から午後5時まで	和歌山県岩出市高塚513番地 有限会社岩出カースクール
雑踏警備業務2級	平成30年11月6日（火） 午前10時から午後5時まで	
交通誘導警備業務2級	平成30年11月8日（木） 午前10時から午後5時まで	
施設警備業務2級	平成30年11月13日（火） 午前10時から午後5時まで	
貴重品運搬警備業務2級	平成30年11月15日（木） 午前10時から午後5時まで	

## 3 検定の内容

## (1) 雑踏警備業務1級

## ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 雑踏警備業務の管理に関する事。

(オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関する事。

(イ) 雑踏警備業務の管理に関する事。

(ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

(2) 雑踏警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関する事。

(ウ) 雑踏の整理に関する事。

(エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関する事。

(イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

(3) 交通誘導警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関する事。

(ウ) 車両等の誘導に関する事。

(エ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関する事。

(イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

(4) 施設警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関する事。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関する事。

(エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

イ 実技試験

(ア) 警備業務対象施設における保安に関する事。

(イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

(5) 貴重品運搬警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関する事。

(ウ) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関する事。

(エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

イ 実技試験

(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関する事。

(イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

#### 4 検定の方法

(1) 学科試験及び実技試験により行う。

なお、本検定の学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

(2) 実技試験の途中において合格基準に達しないことが明らかになった場合は、その者に対する試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

(3) 学科試験及び実技試験に合格した者には、成績証明書を交付する。

#### 5 受検資格

(1) 和歌山県内に住所を有する者又は和歌山県外に住所を有する者と和歌山県内の営業所に所属する警備員（以下「県外在住警備員」という。）であるもの

(2) 雑踏警備業務1級を受検できる者は、(1)に規定する者で次のア又はイに該当するものとする。

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する2級検定（雑踏警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る警備業法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 和歌山県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

#### 6 受検を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受検を希望する者は、次の申出期間内に、(3)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（検定受付専用電話073-423-3344）に、電話による受検希望の事前申出を行うこと。事前申出を行った者を受検予定者とする。

種別及び級	申出期間
雑踏警備業務1級	平成30年8月21日（火）から同月23日（木）まで （各日とも午前10時から午後5時まで）
雑踏警備業務2級	
交通誘導警備業務2級	
施設警備業務2級	
貴重品運搬警備業務2級	

(2) 申込受付

(1)により受検予定者となった者は、7の検定申請書等を、次の検定申請書等提出期間内に提出すること。

提出先は、和歌山県内に住所を有する者は、その者の住所地を管轄する警察署とし、県外在住警備員は、その者の所属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。ただし、和歌山県内に住所を有する警備員で、その者が和歌山県内の営業所に所属している場合は、検定申請書類等の提出先は当該営業所の所在地を管轄する警察署も可とする。

種別及び級	検定申請書等提出期間
雑踏警備業務1級	平成30年8月27日（月）から同月29日（水）まで （各日とも午前9時から午後5時まで）
雑踏警備業務2級	

交通誘導警備業務2級
施設警備業務2級
貴重品運搬警備業務2級

## (3) 事前申出及び申込時の注意事項

- ア 事前申出の受付は、検定受付専用電話以外では受け付けない。
- イ 事前申出の受付は、電話1回につき、受検を希望する者1人のみを受け付ける。
- ウ 事前申出は、先着順に受け付け、申出者の人数が定員の数に達し次第、締め切る。
- エ 事前申出及び申込みは、受付担当者が受検を希望する者又は受検予定者に対して行う質問等に即答できる者が行うこと（即答できない場合は、受け付けない。）。
- オ 事前申出後において受検資格の要件を満たしていないことが判明した場合又は提出期間内に検定申請書等を提出しなかった場合には、受検予定者に決定していることを無効とする。
- カ この検定に関して不明な点がある場合は、事前に8の問合せ先に確認しておくこと。

## 7 検定申請書等

## (1) 検定申請書

## (2) 検定申請書の添付書類

- ア 顔写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの大きさの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚
- イ 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（住民票の写し等） 1通
- ウ 和歌山県内に所在する営業所に所属している警備員（和歌山県外に住所を有する者を含む。）にあつては、和歌山県内に所在する営業所に所属することを疎明する書面（営業所所属証明書） 1通
- エ イ及びウに該当する者が提出する検定申請書等には、その者の住所地を管轄する警察署に提出する場合はイの書面を、その者の所属する営業所を管轄する警察署に提出する場合はウの書面を添付すること。

## (3) 雑踏警備業務1級の検定を受けようとする者の添付書類

(2) の添付書類のほか、次のア又はイの書類を添付すること。

- ア 2級検定の合格証明書の写し及び雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業務従事証明書又は誓約書）
- イ 和歌山県公安委員会が5の(2)のアと同等以上の知識及び能力を有すると認める者であることを疎明する書面（1級検定受検資格認定書）の写し

## (4) 手数料

種別及び級	手数料	注意事項
雑踏警備業務1級	13,000円	和歌山県証紙により納付すること。
雑踏警備業務2級	13,000円	
交通誘導警備業務2級	14,000円	
施設警備業務2級	16,000円	
貴重品運搬警備業務2級	16,000円	

## 8 問合せ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・営業等許可係

電話番号 073-423-0110（内線3058）

## 公 告

## 入 札 公 告

和歌山県防災ヘリコプターの調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成30年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 調達の名称

和歌山県防災ヘリコプターの調達

## (2) 調達物品等の名称及び数量

和歌山県防災ヘリコプター 一式

## (3) 調達物品等の規格、性能等

仕様書による

## (4) 納入場所

和歌山県防災航空センター格納庫（和歌山県西牟婁郡白浜町3031番地56）

## (5) 納入期限

平成32年5月15日

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成30年和歌山県告示第749号で定めた和歌山県防災ヘリコプターの調達に係る一般競争入札参加資格を有すること。

## 3 契約条項を示す場所及び期間

## (1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館3階

和歌山県総務部危機管理局災害対策課

## (2) 期間

平成30年7月3日（火）から同月27日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分まで

## 4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間等

## (1) 場所

3の（1）に同じ。

## (2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書に対して質問のある者は、平成30年7月3日（火）午前9時から同月17日（火）午後5時30分までの間に和歌山県総務部危機管理局災害対策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

質問の宛先は、13の（1）に示すとおりとする。

## 5 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館2階 205号室

イ 入札日時

平成30年8月16日（木）午前11時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成30年8月16日（木）午前9時30分までに和歌山県総務部危機管理局災害対策課に必着するように行わなければならない。

#### 6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

#### 8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額をいう。）の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

#### 9 入札の無効に関する事項

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県総務部危機管理局災害対策課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを

引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部危機管理局災害対策課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

要

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県総務部危機管理局災害対策課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2262

ファクシミリ番号 073-422-7652

電子メールアドレス e0119001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Helicopter for Emergency Tasks, 1 unit

(2) Time limit for tender :

11:00 a.m. 16 August 2018 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 16 August 2018)

(3) Contact point for the notice :

Emergency Response Division, Wakayama Prefectural Government, 1-1 Komatsubaradori,  
Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2262

FAX 073-422-7652

e-mail e0119001@pref.wakayama.lg.jp